

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**町税を滞納すると**

町税を滞納したまま放置し納付していただけない場合、税負担の公平を期するため、法律に基づきやむを得ず滞納処分(差押)を行うこととなります。

**差押処分** 本町でも、町税の滞納があれば勤務先や取引業者等への税務調査の上、給与・報酬、売掛金、不動産、動産(自動車

等)、預貯金、生命保険など各種財産の差押処分を行う場合があります。ります。

※平成30年度以前の町税に滞納のある方には、納付催告書を送付しています。まだ納付されていない場合は早急に納付してください。

**納税相談** 納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税方法等をご相談ください。  
**問合せ先** 役場 収納課  
内線120・122

**口座振替制度をご利用ください**

納付には便利で安全な口座振替制度をご利用ください。納付の時間が省け、時間の節

約にもなります。

口座振替ができる金融機関等は別表のとおりです。

**手続き方法**

- ・ 預(貯)金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)
- ・ 預(貯)金通帳
- ・ 印鑑(通帳届出印)

以上3点を口座振替ができる金融機関等に持参してお申し込みください。

依頼書(申込書)は、役場および各金融機関等にあります。詳しくは、各金融機関等にお問合せください。

※過年度課税分および随時課税分については、口座振替ができません。

**問合せ先** 役場 収納課

内線120・122

別表 口座振替ができる金融機関等

金融機関等名称	町税等の納付	町税等の口座振替
三菱UFJ銀行	○	○
みずほ銀行	○	×
大垣共立銀行	○	○
十六銀行	○	○
三重銀行	○	○
愛知銀行	○	○
名古屋銀行	○	○
中京銀行	○	○
第三銀行	○	○
岐阜信用金庫	○	○
いちい信用金庫	○	○
瀬戸信用金庫	○	○
中日信用金庫	○	○
海部東農業協同組合	○	○
ゆうちょ銀行・郵便局	○※	○

○利用可 ×利用不可  
全国各本支店で利用できます。  
※ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・三重・岐阜・静岡県内に限ります。

**休日納税(相談)窓口**

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**とき** 12月7日(土)・8日(日) 午前8時30分～正午、午後1時～5時

**ところ** 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

**問合せ先** 役場 収納課  
内線120・122

**家屋を取り壊したら**

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在の状況により課税されます。今年中に家屋の全部または一部を取り壊されると来年度の課税対象から除かれます。家屋を取り壊された方は、税務課固定資産税係へご連絡をお願いします。

なお、法務局へ建物滅失登記申請をされた場合、連絡は不要です。

**問合せ先** 役場 税務課  
内線178・179

## 税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 12月11日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

**ところ** 役場会議室

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

**その他** 申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。  
・プライバシーは守られます。

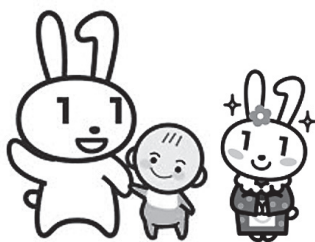
**問合せ先** 役場 税務課  
内線175・176



## マイナンバーカードのすすめ



### 思い出に



お生まれになった赤ちゃんや、健やかなお子さんのお姿をマイナンバーカードで残しませんか。

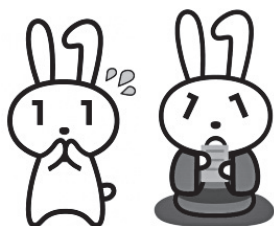
お父さん、お母さんのスマホで顔写真を撮って、そのままオンライン申請してください。とっても可愛いお子さんのお顔が入ったマイナンバーカードが、約1カ月程度で出来上がります。

入学時や、20歳の記念にもおすすめ!

人生の節目のお姿をマイナンバーカードで残しましょうよ。

マイナンバーカードは有効期間満了後も、記念品としてお持ちいただくことが可能です!

### 本人確認書類に



運転免許証や旅券(パスポート)を持っていないから公的な本人確認書類が無くても困りという方や、運転免許証の自主返納をご検討中の方には、マイナンバーカードが超オススメ!

マイナンバーカードは、これ1枚で「本人確認」と「マイナンバー提示」が出来るだけでなく、その他のさまざまな用途で活用できる「最強の公的本人確認書類」なのです。

確定申告の電子申告に利用できますし、令和2年度には、消費活性化策としてお買い物等に使えるマイナポイントの付与や、健康保険証としての利用も予定されています。

**マイナンバーカードは、これからの生活に無くてはならないものです。  
初回交付は無料!ぜひお早めに、作ってください。**

役場住民課は、オンライン、郵送のいずれの申請方法でもお手伝いしています。申請に料金なんてかかりませんし、「やり方が分からない、めんどくさい…」そんな方は遠慮なく役場住民課においでください。しっかりサポートします!

**問合せ先** 役場 住民課 内線121・174

